

平成 27 年度税制改正 その 1

Q：平成 27 年度税制改正法案が先の国会で成立しましたが、中小企業に重要な主な改正点を教えて下さい。

A：成長志向型の税制改正活用を。

1. 法人税率引下げ。

(1) 改正内容：

法人税率を平成 27 年 4 月 1 日以降開始事業年度より現行 25.5% 改正後 23.9% に引下げ。中小法人の軽減税率特例（所得 800 万円以下の部分）15%（原則は 19%）を 2 年延長。

(2) 影響と対策：

法人実効税率は現行 34.62% 平成 27 年度 32.11% 平成 28 年度 31.33% に下落。法人の方が個人より税率約 25% 低く有利です。

2. 欠損金繰越控除制度等の縮小。

(1) 改正内容：

大法人の繰越控除限度額を対課税所得の現行 80% 平成 27 年度 65% 平成 28 年度 50% に引下げ。中小企業等、経営再建中・新設会社で 7 年間は、全額控除可能。全企業にて平成 29 年 4 月 1 日以降開始事業年度で生じた欠損金の繰越期間を現行 9 年 改正後 10 年に延長。

(2) 留意点：帳簿保存期間、更正期間も 10 年に延長されます。

3. 受取配当等の益金不算入制度の縮小。

(1) 改正内容：法人間の受取配当の全部又は一部を税法上益金不算入とする制度につき、益金不算入対象の株式等の区分及び益金不算入割合を改正。

現行区分	不算入割合	改正区分	不算入割合
100% 保有の完全子法人株式等	100%	100% 保有の完全子法人株式等	100%
25% 以上保有の関係法人株式等		3分の1超保有の関連法人株式等	
25% 未満保有の上記以外の株式等	50%	5% 超3分の1以下保有のその他の株式等()	50%
		5% 以下保有の非支配目的株式等()	20%

() 負債利子控除は廃止です。

本ウェブサイトの著作権は税理士法人石井会計に帰属します。掲載されている記事の無断転載を禁じます。

公社債投信以外の証券投資信託の収益分配金。

(現行) 収益分配金の 1/2 (又は 1/4) の 50% を益金不算入

(改正後) 全額益金算入です。

(2) 留意点: 100% 益金不算入となる株式保有割合が、従来 25% 以上 改正後 3 分の 1 超となりました。

4. 所得拡大促進税制。

(1) 制度概要:

一定要件を満たす場合、平成 24 年度と比べた給与等支給増加額の 10% (但し中小企業は法人税の 20% 上限・他の法人は 10% 上限) を税額控除可能な制度です。

(2) 改正内容:

平成 28 年 4 月以降開始年度より適用要件の給与等支給増加割合を (現行) 5% 以上 (改正後) 中小企業 3% 以上・他の法人 4% (翌年 5%) 以上に緩和します。

平成 27 年 5 月
税理士法人石井会計

